

「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための  
基本的な方針」フォローアップとりまとめ（本文）

令和6年4月26日  
日本語教育推進会議

令和元年6月28日に公布・施行された「日本語教育の推進に関する法律」（以下「推進法」という。）に基づき、「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）が令和2年6月23日に閣議決定され、これまで各省庁や地方公共団体、事業主や関係団体等により、様々な日本語教育に関する取組が行われている。

この間、日本語教育に関連する国内外の重要な動向として、以下の点が挙げられる。

・新型コロナウイルス感染拡大による入国制限等の影響により、我が国に入国できない外国人留学生が増加したことから、ウィズコロナ対応として、入国が困難な外国人留学生への日本語教育環境を構築するため、オンラインを活用した日本語教育の実践・実証を推進した。

・基本方針において検討事項とされた、日本語教育を行う機関であって日本語教育の水準の維持向上を図るために必要な適格性を有するもの（以下「日本語教育機関」という。）に関する制度の整備につき、令和5年6月2日に「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」（以下「日本語教育機関認定法」という。）が公布され、令和6年4月より施行されることとなった。日本語教育推進会議においては、本法律の制定に先立ち、令和4年12月8日に「日本語教育の更なる充実のための新たな日本語教育法案における関係省庁との連携促進について」を決定し、認定日本語教育機関及び登録日本語教員の活用を強力に推進することとしている。

・令和5年11月30日に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」報告書がとりまとめられるとともに、令和6年2月9日に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」が外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定され、同3月15日に出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されたところである。

これらの動向も踏まえ、日本語教育推進会議においては、下記のとおり、基本

方針及び「日本語教育の更なる充実のための新たな日本語教育法案における関係省庁との連携促進について」に記載された主な事項につき、これまでの取組状況やその成果及び課題等について、フォローアップを行った（各事項に対する詳細な取組状況等については、別添1のとおり記載）。各省庁や地方公共団体、事業主や関係団体等においては、本フォローアップを参考としつつ、今後の一層の取組推進や、新たな施策の展開に向けた積極的な検討を期待するものである。

なお、本フォローアップの策定にあたっては、日本語教育推進関係者会議の意見を聴取したところであり、その主な意見は別添2のとおりである。

## 1 日本語教育に関する全般的な状況

○令和5年末現在における中長期在留者数<sup>1</sup>は312万9,774人、特別永住者数は28万1,218人で、これらを合わせた在留外国人数は341万922人となり、前年末（307万5,213人）に比べ、33万5,779人（10.9%）増加した。

在留資格別では、「永住者」が最も多く、次いで、「技能実習」<sup>2</sup>、「技術・人文知識・国際業務」、「留学」、「特別永住者」の地位をもって在留する者となっている。

- |                  |          |            |
|------------------|----------|------------|
| (1) 永住者          | 880,178人 | (+16,242人) |
| (2) 技能実習         | 358,159人 | (+33,219人) |
| (3) 技術・人文知識・国際業務 | 346,116人 | (+34,155人) |
| (4) 留学           | 305,916人 | (+5,278人)  |
| (5) 特別永住者        | 284,807人 | (-4,173人)  |

○外国人労働者数は令和5年10月末時点で2,048,675人となり、前年比225,950人増加し、届出が義務化された平成19年以降、過去最多を更新した。対前年増加率は12.4%と、前年の5.5%から6.9ポイント上昇している。また、外国人を雇用する事業所数は318,775所で、前年比19,985所増加し、届出義務

<sup>1</sup> 「中長期在留者」とは、入管法上の在留資格をもって我が国に在留する外国人のうち、次の(1)から(4)までのいずれにも当てはまらない人をいう。なお、次の(5)及び(6)に該当する人も中長期在留者には含まれない。

- (1) 「3月」以下の在留期間が決定された人
- (2) 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- (3) 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- (4) (1)から(3)までに準ずるものとして法務省令で定める人（「特定活動」の在留資格が決定された台湾日本関係協会の本邦の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又はその家族の方）
- (5) 特別永住者
- (6) 在留資格を有しない人

<sup>2</sup> 技能実習は在留資格「技能実習1号イ、1号ロ、2号イ、2号ロ、3号イ及び3号ロ」の合算。

化以降、過去最多を更新した。対前年増加率は6.7%と、前年の4.8%から1.9ポイント上昇している。

○第12回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（令和4年6月14日）において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」とともに、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が決定され<sup>3</sup>、目指すべき外国人との共生社会のビジョンを実現するための中長期的な課題の一つとして「円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組」が掲げられており、日本語教育等の機会提供、ライフステージに応じた体系的な日本語学習、日本語教育の質の向上等についてフォローアップがされることとなっている。

## 2 国内における日本語教育の機会の拡充

<国内の日本語教育の状況>

○国内の日本語学習者数は令和元年度に277,857人となった後、新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、一時的に減少したが、令和4年度には219,808人まで増加しており、今後更なる増加が想定される。

また、日本語教育実施機関数は令和元年度の2,542か所から令和4年度の2,764か所となり増加傾向にあるほか、日本語教師数は令和元年度の46,411人から新型コロナウイルス感染症に伴う減少を経て、令和4年度には44,030人となるなど、回復傾向にある。

<外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育>

○令和4年4月1日から5年3月31日までの1年間で、海外に1年以上在留した後に帰国した児童生徒は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校を合計して、7,961人となっている。公立学校に在籍する外国人児童生徒は同年5月1日現在12万人となっているほか、日本語指導が必要な外国人児童生徒等は、3年5月1日現在4万7,619人となっている。さらに、令和4年度に実施した学齢相当の外国人の子供の就学状況に関する調査では、前回調査と比べ減少しているものの、8,183人の外国人の子供が不就学の可能性があることがわかり、課題となっている。

○文部科学省においては、以下のような施策に取り組んでいる。

<sup>3</sup> 直近では、第16回「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」（令和5年6月9日）において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和5年度改訂）」とともに「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ（令和5年度一部変更）」が決定された。

1. 「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」（令和2年6月23日閣議決定）に基づき、外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項を取りまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定し、同年7月に通知
2. 就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する地方公共団体の取組を支援する補助事業を実施（外国人の子供の就学促進事業）
3. 日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を促進（義務教育段階：平成26年4月から、高等学校段階：令和5年4月から）
4. 公立義務教育諸学校の教員定数について、平成29年3月の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の改正により、これまで毎年度の予算の範囲内で措置してきた外国人児童生徒等に対する日本語指導を行うための加配定数を、対象の児童生徒の数に応じて教員定数を算定する仕組みとすることとし（いわゆる基礎定数化）、平成29年度から令和8年度までの10年間で計画的に改善
5. 受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制を構築するため、各地方公共団体が行う帰国・外国人児童生徒等の受入れ促進、日本語指導の充実、指導・支援体制の整備に関する取組を支援する補助事業を実施（帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業）
6. 教職員支援機構において、外国人児童生徒等教育の中核を担う教員や学校管理職及び指導主事等を対象として、学校全体での外国人児童生徒の受入れ体制の整備、関係機関との連携、日本語指導法等を主な内容とした指導者養成研修を実施
7. 学校において児童生徒の日本語能力を把握し、その後の指導方針を検討する際の参考となる「外国人児童生徒のためのJSL<sup>4</sup>対話型アセスメント～DLA<sup>5</sup>～」及び教育委員会等が帰国・外国人児童生徒等教育に関する研修会を計画する際の参考となる「外国人児童生徒教育研修マニュアル」を普及
8. 外国人児童生徒等教育を担う教員等の資質能力の向上を図るため、大学・教育委員会等の養成・研修で活用することができる「モデルプログラム」の開発・普及
9. 教育委員会が行う外国人児童生徒等教育に関する施策立案へのアドバイスや教員研修の充実のため「外国人児童生徒等教育アドバイザー」の派遣を実施

---

<sup>4</sup> JSL（Japanese as a Second Language）：第2言語としての日本語

<sup>5</sup> DLA（Dialogic Language Assessment）：対話型アセスメント

10. 外国人児童生徒等の教育に携わる教員・支援者等の研修に資する動画及び来日直後等の外国人児童生徒・保護者に対し、日本の学校生活について紹介する動画を作成し、文部科学省ウェブサイトにおいて公開

11. 「高等学校における外国人生徒等の受入れの手引」と「高等学校の日本語指導・学習支援のためのガイドライン」の作成・普及

#### <外国人留学生等に対する日本語教育>

○新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外国人留学生の数は、令和4年5月1日時点で前年より1万1,298人減の23万1,146人となっている。文部科学省においては、コロナ禍で大きく停滞した国際的な学生交流を立て直すための今後の政策の方向性を示すべく、令和4年7月に「高等教育を軸としたグローバル政策の方向性～コロナ禍で激減した学生交流の回復に向けて～」において、令和9年を目途に激減した外国人留学生・日本人学生の留学を少なくともコロナ禍前の水準に回復させることなどを目標に、関連する政策を取りまとめたところである。

教育未来創造会議においては、令和4年9月から「コロナ後のグローバル社会を見据えた人への投資」をテーマに議論が行われ、令和5年4月に「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ」を取りまとめたところである。このことを受け、文部科学省においても留学生交流の意義・目的、目指すべき方向性や戦略的に留学生交流を推進すべき国・地域、分野などについて検討を行い、「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会とりまとめ」を示したところである。

○文部科学省においては、国費外国人留学生制度について、諸外国の次代を担う優れた若者を我が国の高等教育機関に招へいし教育・研究を行わせる制度として、現在、研究留学生（大学院レベル）や学部留学生など7種類のプログラムを実施している。これまでに約160か国・地域から10万人を超える国費外国人留学生を受け入れており、令和4年度は8,924人の国費外国人留学生を受け入れている（4年5月1日現在）。また、私費外国人留学生で、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難である者に対しては、日本学生支援機構から奨学金を給付している。さらに、「海外留学支援制度（協定受入型）」を設け、諸外国の大学から、我が国の大学に受け入れられる外国人留学生を支援している。国費留学生においては、指定された教育施設において日本語教育が行われているほか、各大学においては、留学生の日本語習得を含めたサポート体制の充実が図られている。

○文部科学省においては、優秀な外国人留学生の国内就職促進に向けて、大学等

での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信するための拠点を海外の重点地域に設置するとともに、各海外拠点の取組を支援する日本本部を設置し、日本留学サポート体制の充実を図っている。また、各大学が地域の地方公共団体や産業界と連携し、就職に必要なスキルである「ビジネス日本語能力」や「キャリア教育」「中長期インターンシップ」を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援する「留学生就職促進プログラム」や、当該事業により蓄積された成果等を取り入れた「留学生就職促進教育プログラム認定制度」を実施している。

このほか、日本学生支援機構は、日本企業に就職を希望する留学生の就職・採用活動について有益な情報を提供するとともに、学校側・企業側が情報交換を行う「全国キャリア教育・就職ガイダンス」を実施している。

○留学生の適正な受入れに向けては、文部科学省が出入国在留管理庁と共同で策定した「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」（令和元年 6 月）に基づき、在籍管理の適正化を引き続き図っているところである。

○厚生労働省においては、「外国人留学生の国内就職支援研修モデルカリキュラム」を策定し、大学等への普及を図るとともに、外国人雇用サービスセンター等においてモデルカリキュラムに基づくセミナーを開催している。

#### <外国人等である被用者等に対する日本語教育>

○厚生労働省においては、外国人雇用サービスセンター<sup>6</sup>を中心に全国ネットワークを活用して、その能力発揮及び定着促進を念頭に置いた、企業における高度外国人材の活用促進のための取組みを支援している。

また、留学生の在籍者が多い大学等が多数所在する地域を管轄する新卒応援ハローワーク等に留学生コーナー<sup>7</sup>を設置し、外国人雇用サービスセンターと密接に連携のうえ、留学生に対する就職支援の取組みを推進している。外国人雇用サービスセンターや留学生コーナーにおいては、留学生に対するきめ細かな相談・支援のほか、地元企業、大学等関係機関と連携し、就職ガイダンス等のセミナーや合同企業説明会の開催、留学生向け求人の掘り起こし、インターンシップの実施等に取り組んでいる。

○厚生労働省においては、定住者等身分に基づく在留資格の外国人が、安定的な就職及び職場定着を図れるよう、外国人就労・定着支援事業に基づき、日本の職

<sup>6</sup> 令和 5 年 4 月現在、東京、愛知、大阪、福岡の 4 か所に設置

<sup>7</sup> 令和 5 年 4 月現在、北海道、宮城、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、石川、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、香川、福岡、長崎の 20 都道府県 21 か所に設置

場におけるコミュニケーション能力の向上、日本語職場習慣や雇用慣行、労働関係法令、社会保険制度等に関する知識の習得を目的とする研修を実施している。

○技能実習生の技能習得に資する日本語教育については、外国人技能実習機構において、技能実習生が入国前講習、入国後講習、実習期間中等に行う日本語学習で活用できる日本語教育ツールを開発・提供している。外国人介護人材については、厚生労働省において、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を実施している。

○厚生労働省においては、経済連携協定（EPA）に基づく日本国内での日本語研修により、日常生活や病院・介護施設等における就労・研修活動に円滑に従事できるよう、外国人看護師候補者及び介護福祉士候補者の各受入れ施設で就労中の候補者の日本語学習や、看護及び介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費について自治体への補助を実施している。

○経済産業省においては、日本人社員と外国籍社員の職場における効果的なコミュニケーションについて、有識者等のヒアリングを踏まえ、双方向の学びの機会を提供する動画教材や学びの手引きを策定した。これらのツールを講演や研修等を通じて企業等に周知した。

#### < 難民に対する日本語教育 >

○条約難民<sup>8</sup>については、「難民対策について」（平成 14 年閣議了解、令和 5 年一部改正）及び「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的措置等について」（平成 14 年難民対策連絡調整会議決定）に基づき、文部科学省において、難民認定者に対する日本語教育支援を実施している（年約 30 名）。

○第三国定住難民<sup>9</sup>については、平成 22 年度以降タイ・マレーシア国内において一時的に庇護等されているミャンマー難民等の受入れを行い、定住支援策として、文部科学省において日本語教育支援を実施している（アジア地域から年 2 回 60 名の受入れ）。

○補完的保護対象者<sup>10</sup>については、令和 5 年 6 月に成立した改正入管法により、

---

<sup>8</sup> 条約難民とは、「難民の地位に関する条約」（昭和 56 年条約第 21 号）に定義された難民の要件に該当し、入管法によって認定された者をいう。

<sup>9</sup> 第三国定住とは、難民キャンプ等で一時的な庇護を受けた難民を、当初庇護を求めた国から新たに受入れに合意した第三国へ移動させることをいい、これによる受入れを第三国定住による難民の受入れという。

<sup>10</sup> 補完的保護対象者とは、難民条約上の難民以外の者であって、難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見であること以外の要件を満たすものをいう。

「難民」の要件である5つの迫害理由以外の理由により迫害を受けるおそれがある者（紛争による避難民等）を保護するため創設されたものである。「難民対策について」（平成14年閣議了解、令和5年一部改正）及び「補完的保護対象者に対する定住支援策及び補完的保護対象者認定申請者への支援に関する当面の具体的措置について」（令和5年難民対策連絡調整会議決定）に基づき文部科学省において、条約難民と同等の日本語教育支援を行うこととしている。

○令和4年2月、ロシアがウクライナに侵攻したことに伴い、我が国は同年3月よりウクライナ避難民を受け入れ、避難民に在留資格「特定活動」を付与するなど政府全体で様々な支援を行っているところである。文部科学省においては、初めて日本語を学ぶ避難民の方々に対し、①一時滞在施設において日本語教室を実施したほか、②地方自治体における日本語教育支援（地域日本語教室等）、③オンライン日本語教材の作成・公開を実施し、地方自治体が日本語教育の支援を提供することが困難な避難民に対しては、④セーフティネットとしての日本語教育支援も含めた総合的な支援を行っている。

#### <地域における日本語教育>

○文化審議会国語分科会は、「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（令和4年11月）において、今後の地方公共団体等における日本語教育の方向性や「生活 Can do」を示したところであり、これらの体系的な日本語教育を地域に普及することによる教育の質の維持向上が求められている。

文部科学省においては、「外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育推進事業」を通じて、広域での総合的な体制づくりや、地域の日本語教育水準の維持向上、都道府県等を通じた市町村への支援に取り組んでおり、令和5年度は54団体が実施している。本事業においては、「日本語教育の参照枠」に基づく「生活 Can do」を用いた「生活」に関する日本語教育プログラムの提供を目的とした取組を含む計画については、補助率を加算して支援を行っている。

○日本語教室が開催されていない市区町村（空白地域）については、令和4年11月で836となっており、その地域に在住する外国人数は149,316人となっている。文部科学省においては、『生活者としての外国人』のための日本語教室空白地域解消推進事業」を通じて、空白地域を対象とする日本語教室の立ち上げや、遠隔による日本語教育の機会提供（ICT教材の開発提供）を中心とした支援を行うことにより、空白地域に在住する外国人への日本語学習機会の充実を図っている。

○出入国在留管理庁においては、国や地方公共団体等におけるやさしい日本語



の活用を促進するため、令和2年2月から「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」に関する有識者会議を開催し、同年8月に「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を作成した。このガイドラインについては、出入国在留管理庁ホームページ内の「外国人生活支援ポータルサイト」において公開している。

また、令和3年度に開催した「やさしい日本語の普及による情報提供等の促進に関する検討会議」による報告結果を踏まえ、地方公共団体や関係省庁への周知、地方公共団体職員への研修を実施するなど、やさしい日本語の普及・活用を推進していくこととしている。

### 3 海外における日本語教育の充実

<海外における外国人等に対する日本語教育>

○国際交流基金が令和3年度に行った調査では、141の国・地域で約379万人が日本語を学習していることが確認されている。また、同基金が実施する日本語能力試験は、令和元年の受験応募者数（国内実施分を含む。）は過去最多の約137万人となったが、令和2年以降は新型コロナの感染拡大に伴い部分的な実施となり応募者数は減少したものの、令和5年はコロナ禍前を上回る数の応募があった。一方、これらの多くの国・地域では、多様化する日本語学習への関心・ニーズに応える上で日本語教育人材の不足が大きな課題となっている。

外務省では、国際交流基金を通じて海外の日本語教育現場での多様なニーズに対応している。具体的には、日本語専門家の海外派遣、海外の日本語教師や外交官、公務員を対象とした研修、インドネシア及びフィリピンとの経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者への訪日前日本語予備教育、各国・地域の教育機関などに対する日本語教育導入などの働きかけや日本語教育活動の支援、日本語教材開発、eラーニングの運営、外国語教育の国際標準に即した「JF（国際交流基金）日本語教育スタンダード」の普及活動などを行っている。

また、日本における少子高齢化を背景とした労働力不足への対応として、令和元年4月から新たな在留資格「特定技能」による外国人材の受入れが開始され、「外国人材の受入・共生のための総合的対応策」（平成31年12月25日「外国人材の受入・共生に関する関係閣僚会議決定」）に基づき、来日する外国人の日本語能力を測定する「国際交流基金日本語基礎テスト」（JFT-Basic）の実施（令和4年末までに、海外11か国及び日本国内において、累計受験者数は約10.3万人）や、その日本語能力を効果的に習得することを目的とした教材・カリキュラムの開発・普及、就労希望者に日本語教育を行う現地日本語教師の育成などの新

しい取組を行っている。

<海外に在留する邦人の子等に対する日本語教育>

○令和4年6月、「在外教育施設における教育の振興に関する法律」が成立・公布されたことにより、在外教育施設における教育の振興に関する基本理念が定められ、国の責務が明らかにされた。また、同法に基づき文部科学省と外務省において、在外教育施設に関する施策の推進に係る基本方針を策定している。

○文部科学省と外務省は連携して、義務教育相当年齢の児童生徒が海外でも国内同等の教育を受けられるよう、海外に在留する日本人学齢児童生徒に対し、義務教育教科書の給与を行うほか、在外教育施設に対し、教師派遣しているほか、校舎の借料、現地採用教師・講師に対する給与、安全対策、教材整備等について支援を行っている。

○さらに、外務省では、海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育環境について、国際交流基金を通じ、現状や課題等、その実態の把握と必要な支援に努めている。

#### 4 日本語教育機関認定法の施行に向けた状況

○文部科学省では、日本語教育機関認定法の公布を受け、一定の質が担保された日本語教育課程を実施するための認定基準を満たした日本語教育機関について、文部科学大臣の認定を行うこととしている。具体的には、本認定により、質が担保された認定機関の情報を関係者に広く届けるため、文部科学省が多言語で情報公表するとともに（令和6年度から多言語情報サイトである「日本語教育機関認定法ポータル」を公開予定）、認定校のみが使用できる表示を定めることとしている。これにより、留学生・就労者・生活者として、日本で日本語を学ぶことを希望する方々が安心して日本語教育機関を選択できるような環境を構築することとしている。

認定機関においては、聞く・読む・話す・書くことを学びコミュニケーション能力を習得すること、また、学ぶことができる日本語能力のレベルが分かるような情報提供を義務付けることとしている。その上で、問題がある認定校については、報告徴収を行い、是正勧告・命令に従わない場合は認定の取消しが出来るような仕組みを構築することとしている。

なお、現行の法務省告示をもって定められた日本語教育機関については、文部科学大臣による認定を受けるまでの間、一定の期間を定めて所要の移行措置をとることとしているほか、認定日本語教育機関についても、「出席管理及び在留

継続支援体制に係る認定日本語教育機関の運営に関するガイドライン」を策定し、違反が疑われるような実態を把握した場合には、当該機関に対して実地調査を行うなど、事実関係を確認した上で、必要に応じて、出入国在留管理庁から文部科学省へ通報するなどの対応を検討している。

また、大学における日本語教育課程の扱いについては、受入れ時の日本語能力として、入学（履修登録）時に、大学学部段階の目安（N2相当）に満たない日本語能力水準で留学生を受け入れる課程であり、当該課程が日本語教育課程である場合においては、認定制度による認定を要することとしている<sup>11</sup>。

○認定日本語教育機関の教員の資格の創設については、国家資格としての登録日本語教員となるためには、①「日本語教員試験」の合格と、②いわゆる実習などの「実践研修」の修了が必要となる。文部科学省においては、試験業務や研修業務が適切に行われるよう、令和5年12月に試行試験を実施したほか、現職日本語教師の研修プログラムの普及、日本語教師養成・研修推進拠点の整備、日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート、経過措置に係る経験者講習等に取り組んでいるところである。

○このほか、「日本語教育の更なる充実のための新たな日本語教育法案における関係省庁との連携について」（令和4年12月8日日本語教育推進会議決定）に基づき、関係省庁において以下のような取組を推進している。

- ・生活指導等における多言語音声翻訳技術の補助的な活用について、認定日本語教育機関に周知することを検討（文部科学省・総務省）
- ・認定日本語教育機関の運用開始にあわせて、「技能実習制度運用要領」に認定日本語教育機関等の活用について記載することを検討（法務省・厚生労働省）
- ・認定日本語教育機関の運用開始にあわせて、「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」に認定日本語教育機関等の活用について記載することを検討（法務省）
- ・外国人就労・定着支援事業の仕様として、主任講師について「可能な限り登録日本語教員資格取得者とするよう努めること」と規定したほか、今後も登録日本語教員の養成の動向等を踏まえて更なる活用を検討（厚生労働省）
- ・外国人労働者を雇用する各企業の雇用労務責任者等を対象とした講習において、地域日本語教育の取組等について周知を図るほか、認定日本語教育機関の認

---

<sup>11</sup> 国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に規定される「日本語等予備教育」の課程や、大学間交流協定に基づく学生交換計画による交換留学プログラムは例外事由となる。また、学部・研究科の正規生が、補習教育として、非正規課程として開講される日本語予備教育の科目を履修するような場合には、認定課程であることを要しない。

定の動向等に応じて、認定日本語教育機関等の周知を図る予定（厚生労働省）

- ・外国人労働者雇用事業所や外国人求職者を対象に、外国人雇用サービスセンターやハローワークにおいて、認定日本語教育機関の認定の動向等に応じて、新たな日本語教育の制度及び認定日本語教育機関等の情報の周知を図る予定（厚生労働省）

- ・高度な日本語能力を活かし「高度専門職」や「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格のもとで在留を希望する外国人に対して、認定日本語教育機関の周知を行う（法務省）

- ・日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の公布を受け、高度外国人材活躍推進ポータルに企業向けの日本語教育の情報を新たに掲載（経済産業省）

- ・学校における登録日本語教員の具体的な活用方法を今後、検討予定（文部科学省）

- ・登録日本語教員について周知すると共に、各在外教育施設において、必要に応じて、登録日本語教員を活用する仕組みなどを引き続き検討（外務省・文部科学省）

## 5 その他

○我が国においては、在留外国人の増加及び在留資格や背景の多様化を受けて、求められる日本語教育の内容も多様化している。一方で、日本語教育の内容やレベル・評価の指標となる共通の基盤がないため、教育機関や試験団体は独自の指標や基準で教育・評価を実施しており、国内外の教育機関の連携が図りにくくなっており、在留資格や進学・就職の要件として日本語能力を示す上でも課題となっている。

文化審議会国語分科会においては、CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みとして、令和3年10月に「日本語教育の参照枠（報告）」を取りまとめたところである。

文部科学省においては、「参照枠」に示された日本語教育の内容（言語能力記述文：Cando という。）や、レベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルの提供に資するため、日本語教育プログラムの開発実績を有する専門機関等が生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法

等を開発・普及することにより、多様な学習目的に応じた教育内容と評価方法等を整備し、日本語教育の水準の向上を図っている。

○地方公共団体においては、推進法第 11 条に基づき、国の基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとするところ、令和 5 年 3 月時点における各都道府県・指定都市の検討状況は、以下のとおりとなっている。

- ① 策定済（24 県市）
- ② 令和 4 年度内の策定に向けて準備中（5 県市）
- ③ 令和 5 年度以降の策定に向け準備中（12 県市）
- ④ 時期は未定だが、策定に向けて検討中（10 県市）
- ⑤ 未定（8 県市）
- ⑥ 策定予定なし（7 県市）

文部科学省においては、「令和 4 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 4 年 12 月 20 日閣議決定）<sup>12</sup>を踏まえ、令和 4 年 11 月 29 日の文化審議会国語分科会が取りまとめた「地域における日本語教育の在り方について（報告）」において、地方公共団体が基本的な方針や計画を作成する際の観点が明確化されたことを受け、各地方公共団体の基本的な方針の策定事例や各地方公共団体の実情に応じた対応や国、都道府県、市区町村の役割等を紹介する事務連絡を令和 5 年 3 月 10 日に発出したところである。

国においては、本閣議決定に基づき、引き続き地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等の把握や、地方公共団体との丁寧な意見交換などを行い、その在り方について検討することとしている。

---

<sup>12</sup> 同対応方針において、以下のとおり記載されている。

「・地方公共団体の判断により政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することが可能であること、複数の地方公共団体で共同策定することが可能であること（都道府県と市区町村で共同策定する場合を含む。）及び都道府県が市区町村の実情を踏まえ区域内における地域の方針を定めた場合に、市区町村は個別の方針を策定することなく都道府県の方針に基づき施策を実施することで対応が可能であることを、地方公共団体に令和 4 年度中に通知する。

・地方公共団体における当該方針に係る事務の実態等を把握した上で、その在り方について検討し、おおむね 5 年ごとに検討を加えるとしている日本語教育の推進に関する国の基本的な方針（10 条 1 項）の次回の見直しまでに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」